

相武台中学校

PTA規約

相模原市立相武台中学校 PTA

相武台中学校 PTA 規約

第 1 章 名 称

第 1 条 この会は相模原市立相武台中学校 P T A とし、事務局を同じ校内におく。
相模原市南区新磯野 5 丁目 1 番 1 0 号

第 2 章 目 的

第 2 条 この会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校並びに地域社会における生徒の健全にして幸福な成長をはかることを目的とする。

第 3 章 活 動 方 針

第 3 条 この会は前条の目的をとげるため次の方針によって活動する。

1. 全ての会員が協力して活動を推進する。
2. 学校と家庭との連携を密にする。
3. 学校の教育環境の整備につとめる。
4. 生徒の教育並びに福祉のための活動をする他の機関・団体と協力する。
5. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行なわない。
6. 学校の教育活動の推進に協力するが、学校の管理や教職員の人事に干渉しない。

第 4 章 会 員

第 4 条 この会の会員は次のとおりである。

1. 相武台中学校に在籍する生徒の保護者、またはそれに代わる人。
2. 相武台中学校に勤務する教職員。

第 5 条 この会の会員は会費を納入する。

第 6 条 この会の会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第5章 本部役員会

第7条 この会の役員は次のとおりである。

企画係 4名（保護者3、教職員1）

書記係 3名（保護者2、教職員1）

会計係 3名（保護者2、教職員1）

第8条 この会の役員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

第9条 この会の役員の任務は次のとおりである。

1. 企画係1はこの会を代表し総会および運営委員会を招集し、全ての会務を統括する。
2. 企画係2は企画係1を補佐し、事故あるときはその職務を代行する。
3. 書記は運営委員会等の議事並びにこの会の活動に関する必要事項を記録し、企画係1の支持により通信その他の庶務を行なう。
4. 会計は予算に基づく一切の会計事務を正確に処理し、会計監査を経て総会において決算報告する。
5. 校長は顧問としてすべての会議に出席し意見を述べるができる。

第6章 総会

第10条 総会は全会員をもって構成されこの会の最高決議機関である。

第11条 総会は定期総会及び臨時総会とする。定期総会は年1回開催し、臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があったとき、企画係が召集する。

第12条 総会の定足数は会員の3分の2（委任状を認める）とし、総会の議事は出席者の過半数で決める。

第7章 運営委員会

第13条 運営委員会は本部役員及びボランティアリーダーをもって構成する。運営委員会の定足数は委員の3分の2以上とし、議決は出席者の過半数で決定する。

第14条 運営委員会の任務は次のとおりである。

1. 各委員会により立案された事業計画について審議決定する。
2. 年度予算案を作成する。
3. 総会に提出する議案を作成する。

4. 特別委員会の委員構成を審議する。
5. 弔慰等に関する規定の適用に関することを審議する。
6. 本部役員、会計監査候補者を選出する。
7. その他必要事項を審議する。

第8章 各委員会

第15条 次の委員会をおく。委員選出数は、役員が協議し運営委員会にて通知を行う。

1. ボランティアリーダー
2. 特別委員会

第16条 委員会の任務は次のとおりとする。

1. ボランティアリーダー…教育の推進に役立てるために、諸活動を企画・運営する。
2. 特別委員会…PTA全体で取り組んでいきたいことや、特別に取り組む必要性が生じたとき設置する。この委員会は、目的を達成した時に解散する。

第17条 各委員会は事業計画について運営委員会にはからなければならない。

第18条 各委員会は正副委員長（各1名）をおく。各正副委員長は委員の互選による。

第19条 教職員は各委員会に所属する。ただし若干名とする。

第9章 本部役員・会計監査の選出

第20条 この会の役員選出及び就任は次のとおり行われる。

1. 運営委員会にて選出を行う。
2. 運営委員会はあらかじめ候補者の同意を得て総会前にその氏名を全会員に通告する。
3. 指名を受けた本部役員・会計監査候補者は総会の承認を受け直ちに就任する。
4. 本部役員・会計監査に欠員が生じた場合は、運営委員会で審議して後任者を選出することができる。後任者の氏名は直ちに全会員に通告する。

第 1 0 章 会 計

第 2 1 条 この会の経費は会費およびその他の収入による。

第 2 2 条 この会の会計は総会において議決された予算に基づいて行われる。

第 2 3 条 この会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 1 1 章 会 計 監 査

第 2 4 条 この会の会計を年 2 回監査し、その結果を総会において報告をする。

第 2 5 条 この会の会計を監査するため、総会で承認された 3 名（保護者 2、教職員 1）の会計監査をおく。任期は 1 年とし、他の委員を兼ねることはできない。

第 1 2 章 弔 慰 等

第 2 6 条 会員または生徒の弔慰等に関し、次に定める規定によって会の意志を表す。

1. 会員または生徒が死亡の場合、金 5, 0 0 0 円の弔慰金を出す。また、その他特別の事情のある場合はその都度協議する。

第 1 3 章 規 約 改 正

第 2 7 条 規約は総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成によって改正することができる。ただし改正案の提出はあらかじめその内容を全会員に通知しなければならない。

第 1 4 章 個 人 情 報 の 取 扱 い

第 2 8 条 この会が個人情報を取り扱う場合には、次のとおりとする。

1. この会が個人情報を取り扱うにあたっては、その利用目的をできる限り特定するとともに、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わない。生徒の卒業または転出時に消却する。
2. この会は、この会が保有する個人情報の漏洩、滅失又は、毀損の防止の安全管理のために、必要かつ適切な措置を講じる。

附 貝

1. この規約は昭和51年4月6日より実施する。
2. この規約は昭和52年5月21日より一部改正実施する。
3. この規約は昭和53年5月20日より一部改正実施する。
4. この規約は昭和54年4月5日より一部改正実施する。
5. この規約は昭和56年5月30日より一部改正実施する。
6. この規約は昭和57年5月22日より一部改正実施する。
7. この規約は昭和59年5月19日より一部改正実施する。
8. この規約は昭和60年5月25日より一部改正実施する。
9. この規約は昭和63年5月21日より一部改正実施する。
10. この規約は平成4年5月17日より一部改正実施する。
11. この規約は平成14年1月19日より一部改正実施する。
12. この規約は平成18年1月18日より一部改正実施する。
13. この規約は平成31年5月11日より一部改正実施する。
14. この規約は令和2年3月25日より一部改正実施する。
15. この規約は令和3年12月7日より一部改正実施する。
16. この規約は令和4年4月26日より一部改正実施する。
17. この規約は令和5年1月13日より一部改正実施する。
18. この規約は令和7年11月26日より一部改正実施する。

参 考

組 織 図

